

# 青森県報

第二千三十九号

平成十四年六月二十六日(水曜日)

青森県市町村職員共済組合公告

(振町興課村) 五

## 告 示

青森県告示第三百十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木村守男

届出事項	加入区名称	発起人の住所及び氏名	期間	指定漁船調書の縦覧場所
関根浜	むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ツ谷 英 己	むつ市大字関根字前浜四二番地 奥川 三 治	平成十四年六月二十六日から七月十日まで	関根浜漁業協同組合
		むつ市大字関根字前浜二四番地一 二本柳 邦 博		

### 目 次

#### 告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一  
 証紙売りさばき人の指定……………(経 理 課) ……二

#### 公 告

貸金業者の登録の取消し……………(商工政策課) ……二  
 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……二  
 農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(構造政策課) ……三  
 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三

#### 出先機関

土地改良区の役員就任及び退任……………(東 林 地 務 事 務 所 産 方) ……三  
 土地改良事業の工事の完了……………(三 戸 地 務 事 務 所 産 方) ……三  
 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(西 林 地 務 事 務 所 産 方) ……四  
 右 同……………( 同 ) ……四  
 選挙管理委員会……………( 同 ) ……四  
 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数……………(事 務 局) ……五

#### 雑 報

青森県告示第三百二十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
青森市大字三内字丸山一九八の四  
財団法人青森県交通安全協会
- 二 指定年月日  
平成十四年六月二十六日
- 三 売りさばき場所
  - 1 五所川原市字栄町六の一
  - 2 十和田市西五番町二の一
  - 3 三沢市平畑一丁目一の三八
  - 4 黒石市北美町二丁目四七の一
  - 5 むつ市中央一丁目三の三三
  - 6 上北郡野辺地町字新町裏一の一
  - 7 三戸郡三戸町大字同心町字金堀五九の二
  - 8 西洋軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇七
  - 9 北津軽郡金木町大字金木字芦野二一六の八九
  - 10 南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城八七の一
  - 11 上北郡七戸町字大沢五七の四九
  - 12 南津軽郡大鱧町大字蔵館字道添七
  - 13 東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢三
  - 14 三戸郡五戸町字下毛沢向一三の六
  - 15 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五の五〇
  - 16 東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下二〇四

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号 クレディアー
- 二 氏名 島村出
- 三 主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の三
- 四 登録番号 青森県知事（一）第〇一四六五号
- 五 登録年月日 平成十二年二月二十一日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十四年六月十八日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
八戸城下ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役 岡田元也
- 三 意見の概要  
県の意見なし

公 告

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十四年六月二十六日から同年七月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人屏風山野菜振興会の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前北部土地改良区の定款の変更を平成十四年六月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年六月二十六日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	市川 勝信 赤坂 政義	青森市大字西田沢字浜田二一八 字冲津二	平成一四・四・五就任 一三・二・一六退任

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年六月二十六日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

土地改良事業の名称	事業を行う者	工 事 完 了 の 年 月 日
十三年災農地災害復旧事業	三 戸 町	平成一四・四・一五
〃	〃	一四・五・二四
十三年災農業用施設災害復旧事業	〃	一四・四・一五
〃	〃	〃
〃	〃	一四・五・一三

"	五八・二一六	"	一四・五二四
"	五八・二一五	"	一四・四三三
"	五八・二一四	"	"
"	五八・二一三	"	"
"	五八・二一二	"	一四・五三三
"	五八・二一一	"	"
"	五八・二一〇	"	一四・五三三
"	五八・二〇九	"	"
"	五八・二〇八	"	一四・四三三
"	五八・二〇七	"	"
"	五八・二〇六	"	一四・五三三
"	五八・二〇五	"	一四・五二四
"	五八・二〇四	"	"

西地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年六月二十六日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

一 漁港の名称  
 鱒ヶ沢（鱒ヶ沢）漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
鱒ヶ沢港第一東防波堤灯台（北緯四〇度四六分〇九秒、東經一四〇度二分〇七秒）から一二四度〇〇分〇〇秒五八〇メートルの地点を中心とする半径二七五メートルの円内の区域	船舶

三 指定の適用期間

平成十四年七月二十日（同日に開催される予定の祭りが同月二十一日又は二十八日に順延される場合）については、当該祭りが開催される日

西地方農林水産事務所告示第二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年六月二十六日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

一 漁港の名称  
 鱒ヶ沢（鱒ヶ沢）漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
次の地点からの地点までを順次に直線で結んだ線及びその地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域	船舶

の地点	鱒ヶ沢港第一東防波堤灯台（北緯四〇度四六分〇九秒、東経一四〇度二分〇七秒）から一三五度の地点 〇〇分〇〇秒八三三メートルの地点
の地点	の地点から三二六度〇〇分〇〇秒七五〇メートルの地点
の地点	の地点から四八度〇〇分〇〇秒二〇メートルの地点
の地点	の地点から一三六度〇〇分〇〇秒七四〇メートルの地点

三 指定の適用期間

平成十四年七月二十七日 午前五時から午前十一時まで

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

平成十四年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十四年六月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
二二、八九一人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
三九八、一七〇人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数	選挙区名	三分の一の数
東津軽郡	九、〇〇三人	青森市	七九、五五四人
西津軽郡	一八、三六三人	弘前市	五二、二八九人
南津軽郡	二六、二四四人	八戸市	六三、九六四人
北津軽郡	一七、二四一人	黒石市	一〇、五三九人
上北郡	三一、〇〇九人	五所川原市	一三、三四一人
下北郡	一〇、六七七人	十和田市	一六、六五七人
三戸郡	二四、六八四人	三沢市	一一、二八七人
		むつ市	一三、三二一人

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成13年度決算の要旨を公告する。

平成14年 6月26日

青森県市町村職員共済組合 理事長 中 野 啓 司

平成13年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合 計
8	34	25	45	112

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	任意継続	合 計
組合員数(人)	21,023	67	2,390	682	24,162
給料月額(百万円)	7,404	41	775	212	8,432
一人当たり給料月額(円)	352,198	618,513	324,325	310,911	349,014

3 組合職員数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人員	24	13	4	1	6	1	49

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年 金支払
(収 入)									
負担金	5,689,668	19,382,777	218,172	354,158					
掛金	5,939,879	10,343,154		343,354					
施設収入・商品売上				29,642	598,451				
基礎年金交付金		3,187,826							
基礎年金国庫金									1,196,350
組合員貸付金利息							723,844		
受託商品手数料								38,231	
利息及び配当金	38,789	7,261,317	6,457	18,503	1,765	2,329,529	738	34,406	
その他収入	303,663	401,596	17,700	29,652	37,904	49,947	40,088		
他経理から繰入金			72,770		229,388				
前年度繰越支払準備金	1,140,283	1,930							
前年度繰越長期給付積立金		198,125,479							
計	13,112,282	238,704,079	315,099	775,309	867,508	2,379,476	764,670	72,637	1,196,350
(支 出)									
給付金	6,762,979	23,012,844							
役職員給与			177,411	95,135	27,425	12,117	52,463	8,869	
旅費・事務費			18,975	5,019	2,897	7,504	7,826	4,577	
商品仕入				2,945	580				
飲食材料費				1,670	113,384				
委託費			9,626		310,727				
支払利息				1,204	49,432	763,907	605,979	24,565	
連合会払込金	192,029	3,170,561					27,015		
老人保健拠出金	3,141,989								
退職者給付拠出金	1,095,155								
基礎年金拠出金負担金		6,909,638							
基礎年金									1,196,350
他経理へ繰入金	36,385	36,385		219,388				10,000	
その他支出	1,017,054	646,076	82,595	387,763	355,613	306,016	54,993	8,999	
次年度繰越支払準備金	1,098,895	100							
次年度繰越長期給付積立金		204,928,475							
計	13,344,486	238,704,079	288,607	713,124	860,058	1,089,544	748,276	57,010	1,196,350
差引当期利益金			26,492	62,185	7,450	1,289,932	16,394	15,627	
差引当期損失金	232,204								
年度末繰越支払準備金	1,098,895	100							
年度末長期給付積立金		204,928,475							
年度末資本剰余金			483	825,774	1,513,693				
年度末利益剰余金	455,868		177,129	413,951	96,466	6,802,132	1,402,969	405,156	



青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭